三島市立中郷西中学校いじめ防止等の基本方針

平成26年9月26日策定 最終更新日 令和5年9月30日

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめ問題に対する認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法第2条)をいいます。 いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

とする。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・携帯電話やパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立っことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等のための組織(いじめ問題対策委員会等)を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認していきます。

「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

これらのいじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危 険を生じさせる恐れがある。しかしながら、いじめは「どの学校」にも、「どの生徒」にも 起こり得ることから学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事 が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、常日頃から保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。そこで、中郷西中学校の全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつもの

- ① いかなる場合であっても行動や言葉、態度等の「暴力」を否定する。
- ② いじめは、「いかなる理由があろうともいじめた方が悪い」そのうえで、被害者の立場を尊重し、問題解決に向けて誠意をもって取り組む。
- ③ いじめは、「人権侵害」であり、人として決して許される行為ではない。
- 4 いじめは、「どの学年、学級、どの生徒にも起こり得るもの」である。
- ⑤ いじめは、大人には気付きにくく、判断しにくい形で行われる。
- ⑥ いじめは、その内容如何により「犯罪行為」として取り扱う。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域の教育の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など生徒を取り巻くすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

- (1) いじめ問題に取り組むための組織
 - ア 「いじめ防止対策委員会」
 - (ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭(※当該学級担任)による「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年間3回、いじめの内容を含む生活アンケートを実施し、その後、生徒と担任とで行われる「教育相談」後に実施する。また、必要に応じて、緊急に招集し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含め、委員会を開催する。
 - (イ) 下記に取り組む
 - ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
 - ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
 - ・ いじめの状況把握及び分析
 - ・ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
 - いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
 - ・ いじめを行った生徒に対する指導及び支援
 - ・ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
 - ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
 - ・ 三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
 - ・ その他いじめ防止に関わること

イ 「生徒指導部会」

校長、教頭、各学年の生徒指導担当職員、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)により週1回生徒の情報交換を行い「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。毎月、市教委にも報告し、必要な事例と判断された場合には、児童相談所や三島警察署生活安全課の少年サポートセンターなどとも連携をして対処する。

ウ「生徒指導情報交換」

全教職員による打合せや、学年部会、定例の職員会議において情報交換や指導方針の検討などを行う。

エ 「中郷西中学校地域いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に地域で取り組むため、学校やPTA会長、学校運営評議会委員による「中郷西中学校地域いじめ防止対策委員会」を必要に応じて設置し、招集する。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり

「暴力を伴わないいじめ」が簡単に広がってしまう雰囲気が生じないよう、いじめが広がりにくい、深刻化しにくい雰囲気を作る。

そのために、生徒のストレスを減らし、他人を攻撃したり、攻撃に同調したりする ことがない、潤いに満ちた学校を作る。

授業や行事の中で、どの生徒も落ち着いていられる場所をつくりだす(居場所づくり)ことで、深刻ないじめが発生するリスクを抑えていく。

イ 絆づくり

「ストレスに負けない」「その憂さ晴らしに誰かを攻撃しない」と言える生徒に育つなら、いじめは減ると考える。

他人を攻撃しない強さや自信を生徒に持たせるには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠である。

そのために、全ての生徒に充実した集団体験を提供することが重要である。授業や 行事の場面がそうした「絆づくり」の場となるようにしていく。

ウ 規律・学力・有用感

上記の「居場所づくり」と「絆づくり」を実現するためには、授業や行事の在り方 を改善していく必要がある。

授業では、間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしない雰囲気づくりを基本としていく。また、行事では、基本的な生活習慣や行動規律を育てていく。

そうした授業や行事の中で、生徒自らが主体的に物事に取り組み、その中で互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるために、全ての生徒が活躍できるような場面を意識的に作っていく。

エ 道徳教育の推進

中郷西中学校グランドデザインの重点の一つに「自他を大切にできる生徒集団」の 実践を掲げ、積極的に取り組んでいる。具体例として道徳の授業を全職員がローテー ションで行い、直接生徒と関わる機会をもつ。一人の生徒に対して、多くの教職員が 関わることで、様々な角度から生徒の道徳力を養う。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

- (ア) 全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを心がけ、「あれ、おかしいな」と思ったら声をかけ、話を聞くようにする。
- (イ) 定期的に実施する学年部会や生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、より 多くの目で当該生徒を見守る。また、欠席したり、遅刻や欠席が多かったりする生 徒に対し、教職員の初期対応については共通の取組(電話や家庭訪問等)を実施す る。
- (ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感を もたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談

やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を 図る。

(エ) 年3回(5月・10月・2月)の「学校生活に関するアンケート」と年2回(5月・11月)の教育相談により、生徒の悩みや人間関係を把握し、「いじめゼロ」の学校づくりを目指す。

アンケートの作成にあたっては、生徒の意見を取り入れ、いじめが発見しやすい 内容に改善していく。

- (オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。
- (カ) hyperQ-Uや人間関係づくりプログラムの活用によって学級の生徒の実態をつかみ、 適切

な支援方法を考え、対応していく。

- イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - (ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任、部活顧問等だけで抱え込むことなく、 校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあ たる。
 - (4) 生徒と教職員の信頼関係のもと、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、 いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対し ては、事態の前後の状況を把握した上で、毅然とした態度で指導にあたる。
 - (ウ) 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - (エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
 - (オ) いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
 - (カ) いじめ対応の取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
 - (*) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に 月1回報告する。
- ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - (ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組 についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め 指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
 - (4) 「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
 - (ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のい じめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等や、相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。また、触法行為が見られた場

合は、警察等の関係機関と連携していく。

- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - ア 学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家(スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター)等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - イ 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じる おそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」 が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の 特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - イたとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 ア 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
 - イ 関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ウ 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する 場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

- (1) いじめ防止等の基本方針の取組評価
 - 三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。
- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) いじめ対応の流れ(別紙1)
- (4) いじめ対策の年間計画(別紙2)
- (5) 関係機関と相談窓口(別紙3)

最終更新日 令和5年9月30日

別紙1

いじめ対応の流れ(三島市立中郷西中学校)

いじめ等の情報把握 生徒の情報報告・共有化 時 (学年部会・生徒指導部会、職員会議等) (全職員) 「いじめ」もしくは、「いじめの疑い」事案の把握 生徒指導主事に報告 重大事態と判断したとき 三島市教育委員会に発生の報告 管理職(校長・教頭)に報告 暴力等を伴ういじめ 三島警察署に連絡 市教委の指導・助言のもと 学校による調査 関 「いじめ防止対策委員会」の開催 係 情報確認・対応方針決定・関係機関との連絡 機 い 関 島 全職員で情報共有・事実報告・対応方針の共通理解・役割分担 U 市 しい 0 U 教育委員 め 当該生徒への事実確認(複数教員で対応) 連 8 ①被害生徒への面談 ②加害生徒への面談 防 携 対 止 会の 応 被害生徒の保護者との連携(・事実報告・対応方針説明) 対 島 策 市教育委員会 委 付 「いじめ防止対策委員会」 員 属機 会 事実確認 ・被害生徒及び加害生徒への対応協議 関 ・他の生徒への指導内容協議 ・役割分担 は 三島 状況によ 一島警察署 全職員で情報の共有・経過報告・対応策についての共通理解 資 料 市 被害生徒、加害生徒、他の生徒への対応 提 つ い ľ 供 対応内容 一島市子育て支援課 等 め 被害生徒等の保護者への連携 問 ・経過報告 ・加害生徒等への指導内容の説明 題対策委員会」 調 査 加害生徒の保護者への連絡 順 協 番等 ・事実報告 ・指導内容の説明等 カ ・今後の指導への協力のお願い は 異 島 **声青少年相談** なる による調 今後のいじめ対応について共通理解 全職員 三島市教育委員会にいじめ状況報告(月1回) 談 ※重大事態(学校が調査)のとき 查 室 経 過 観 察 三島市教育委員会に調査報告書を提出 東 常児 被害生徒・保護者への連絡 童相 経過報告・学校での生徒等の様子報告 談 所 ※該当生徒等への面談等の記録(担任・部活動顧問等) \mathbf{P} T ※事案への対応記録(担任・顧問・学年主任→生徒指導担当→生徒指導主事) A 等 ※いじめ防止対策委員会の開催・協議内容等記録(生徒指導主事)

~いじめ対策の年間計画~

【一学期】

4月…人間関係づくりプログラム、SNS講座 【保】授業参観

5月…命を考える日、生活(いじめ)アンケート、教育相談 【保】部活動懇談・参観会

6月…hyperQ-U、全校集会 【教】いじめ防止対策委員会

7月…学年集会・全校集会、希望三者面談(1・2年)、三者面談(3年)

8月…命を考える日(2・3年)

|10月|…三者面談(1.2.3年)

【二学期】

10月…命を考える日(1年)・人間関係づくりプログラム

11月…生活(いじめ)アンケート、教育相談

【保】授業参観・懇談会、【教】いじめ防止対策委員会

12月…生徒総会・学年集会・全校集会、三者面談(3年)

1月…[保]授業参観·懇談会

2月…生活(いじめ)アンケート 【教】いじめ防止対策委員会

【保】年間を通しての挨拶運動

※【教】…教員、【保】…保護者

学校・家庭・地域等での悩み

子とも・保護者の教育相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会

055 - 983 - 2671

【三島市立小中学校】

東 小: 975-0110	佐野小 : 993-3310	錦田中 : 975-1093
西 小: 975-0416	中郷小 : 977-1052	南 中: 975-0980
南 小: 975-0225	沢地小 : 986-9433	北 中: 986-0684
北 小: 986-0512	向山小 : 971-0707	中郷中 : 977-1144
錦田小 : 975-0042	北上小 : 987-4646	北上中 : 986-8766
徳倉小 : 986-0180	山田小 : 973-0131	中郷西中 : 977-4707
坂 小: 971-1231	長伏小 : 977-2424	山田中 : 981-2474

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
子どもの人権110番(法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談(三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンタ	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年	055—
一三島分室(三島警察署)	の健全育成に関する相談	981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
こころの電話(東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	0 5 5 - 9 2 2 - 5 5 6 2
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口(悩み事全般)	1人1台端末より投稿可能

【ホームページ・メール相談等】

「いじめ・暴力」相談メールコーナー https://skantan.jp/prefshizuokau/offer/offerList_de tail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList	0 0 0 1 1 1
三島市青少年相談室 相談窓口 (Web 版) https://logoform.jp/form/pqff/72754	QRJ-K